

# 第1章 計画策定に当たって

## 1 計画策定の背景と趣旨

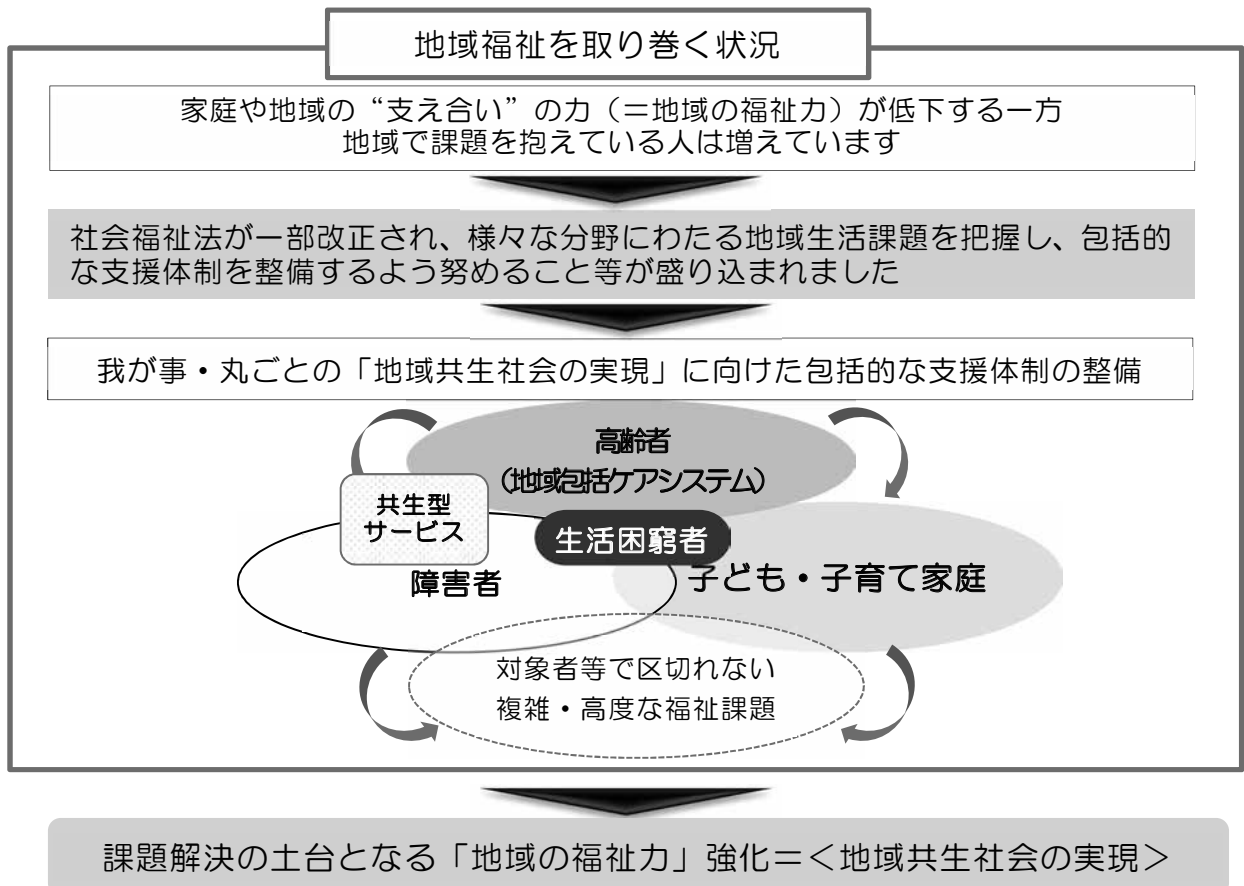
少子高齢・人口減少社会という大きな課題に直面する中、日常の様々な場面における人と人との「つながり」の弱まりを背景に、社会的孤立等の問題が表面化しています。

これに加えて既存の制度による解決が困難ないわゆる「制度の狭間」の問題や、介護と育児に同時に直面する世帯（いわゆるダブルケア）のような複合化・複雑化した課題を抱えている世帯が顕在化する等、分野ごとの縦割りの制度による公的な福祉サービスだけでは対応が困難な課題が出てきています。

このため、これらの課題に対し、地域住民一人ひとりが「他人事」ではなく「我が事」として自らの課題として捉えながら様々な地域資源を活用し、「支え手」「受け手」という垣根を超えてみんなで支え合う「地域共生社会の実現」が求められています。

本市においても、住民、住民自治協議会、社会福祉協議会（以下「社協」という。）、関係団体等の多様な主体と行政が問題意識を共有しながら連携し、安心して暮らせるまちづくりに向けた課題解決の仕組みづくりを進めるため、福祉分野の各個別計画の基盤となる計画として東広島市地域福祉計画（第3次）（以下「本計画」という。）を策定します。

### ◆【参考】地域共生社会の実現◆



## 2 社会福祉法の改正について

地域福祉計画は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）の一部改正（平成 30 年 4 月 1 日施行）により、その策定について市町村に努力義務が課されるとともに、地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項を記載する「上位計画」として位置付けられました。

また、市町村は、「①地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備」、「②地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備」、「③多機関の協働による包括的な支援体制の整備」を通じ、包括的な支援体制を整備していくことが努力義務とされ、地域の力と公的な支援体制との相乗効果により、地域生活課題の解決に向けた体制整備を行っていくこととされました。

### ■地域福祉計画に盛り込むことが求められる事項■ 社会福祉法（抄）

（包括的な支援体制の整備）

第 106 条の 3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- 三 生活困窮者自立支援法第 3 条第 2 項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

#### 2 略

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第 1 項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

### 3 地域福祉とは

---

地域福祉とは、全ての住民が互いに人権を尊重し、住民自らが気づいたことを自分たちの問題として共に考え、問題解決へ向けて活動し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるような地域社会を、みんなで助け合いながら築いていく取組みのことです。

地域における様々な課題の解決に向けて、住民自らの努力（自助）や、住民同士や地域における支え合い（互助）、地域全体での取組みや介護保険や医療、年金等制度化された相互扶助（共助）、行政、公的制度（公助）による支援等、それぞれが連携しあって取り組んでいくことが求められます。

平成 30 年 7 月に、本市は未曾有の大きな災害に見舞われ、多くの尊い命が犠牲になるとともに、市内全域で家屋等に甚大な被害が発生しました。この平成 30 年 7 月豪雨災害では、住民自治協議会や自主防災組織による避難時の対応、ボランティアによる炊き出しや土砂の撤去等、地域の助け合いや支え合いの大切さを再認識しました。

このように、地域の人々との連携を深めていくことは、地域の福祉力強化を図っていく上で大変重要となります。

#### (1) 地域の考え方

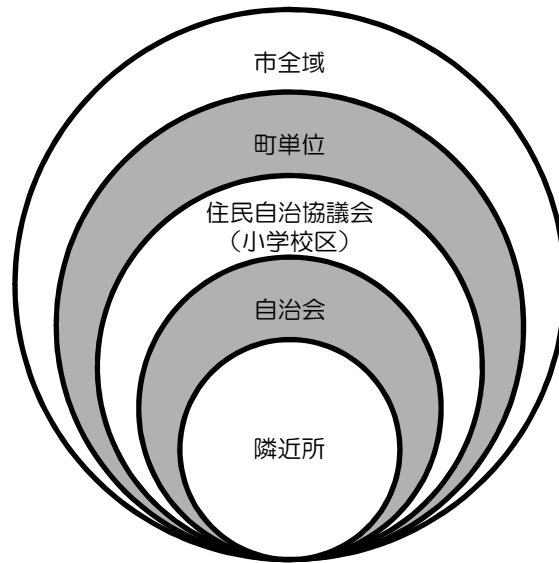
「地域」とは、一定の集落や地理的要因等、社会生活を営む上で、ほかと区別できる範囲をいいます。

実際の地域福祉の活動状況や地理的な条件によって相違はありますが、おおむね次の図のように整理することができます。

本計画では、隣近所、自治会、住民自治協議会（小学校区）、町単位、市全域で、それぞれの地縁に基づく様々な社会生活を行う範囲をまとめて地域と表現しています。

地域の区分に応じて、適した役割や機能があると考えられます。

地域の様々な範囲



地域の区分	役割・機能の例
隣近所	地域の見守り、買い物代行、通院の際の運転、外出の付き添い、子守り、話し相手、相談相手、ごみ出し等
自治会	健康づくり、結びつきのきっかけづくり、地域サロン活動等の居場所づくり、環境整備等
住民自治協議会 (小学校区)	登下校時の見守り、防災訓練、避難行動要支援者避難支援の取組み、生涯学習・福祉学習の開催、健康づくり、地域サロン活動等
町単位	健康福祉まつり、スポーツ大会の開催等
市全域	人材育成、情報発信、バリアフリー化、ユニバーサルデザインの推進等

※各地域の区分の役割や機能は、様々に入り混じっており、主なイメージを表したものです。

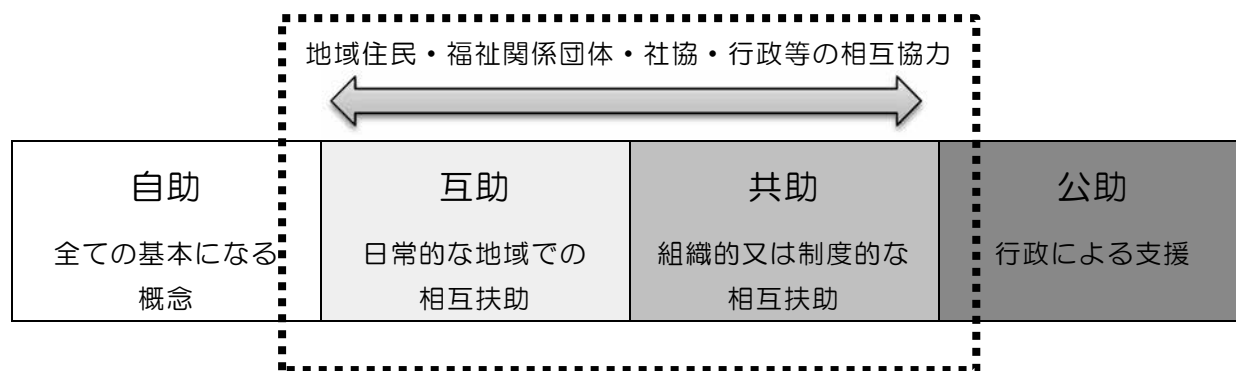
(2) 「自助・互助・共助・公助」による取組み

市民生活におけるあらゆる生活課題を解決するためには、福祉の4つの助け（自助・互助・共助・公助）の視点から、望ましい主体を見極める必要があります。

また、地域住民、福祉関係団体、社協、行政等が、それぞれの役割を果たしながら協働して解決すべき領域について、その解決の仕組みを構築する必要があります。

■福祉の4つの助け■

基本的な視点	意味すること
自助 (住民一人ひとりの心がけ、又は取組み)	住民一人ひとりや家族が自立し、福祉サービスの受け手としてだけでなく、自らが地域福祉の担い手であるという認識を持ち、課題解決に向けてできることを主体的に行うこと。
互助 (身近な人間関係内での取組み)	身近な人間関係（別居する家族、近隣の友人や知人）の中で自発的に支え合い、助け合うこと。
共助 (組織的・制度的な取組み)	地域の事業所等様々な組織の協力による組織的なサービス等の提供や、介護保険や年金に代表される社会保険制度による相互扶助で支え合い、助け合うこと。
公助 (行政の取組み)	自助、互助、共助では対応できないことに対して、行政としての責任と役割を果たすとともに、住民の自立支援や地域の福祉力向上のための環境整備を行うこと。

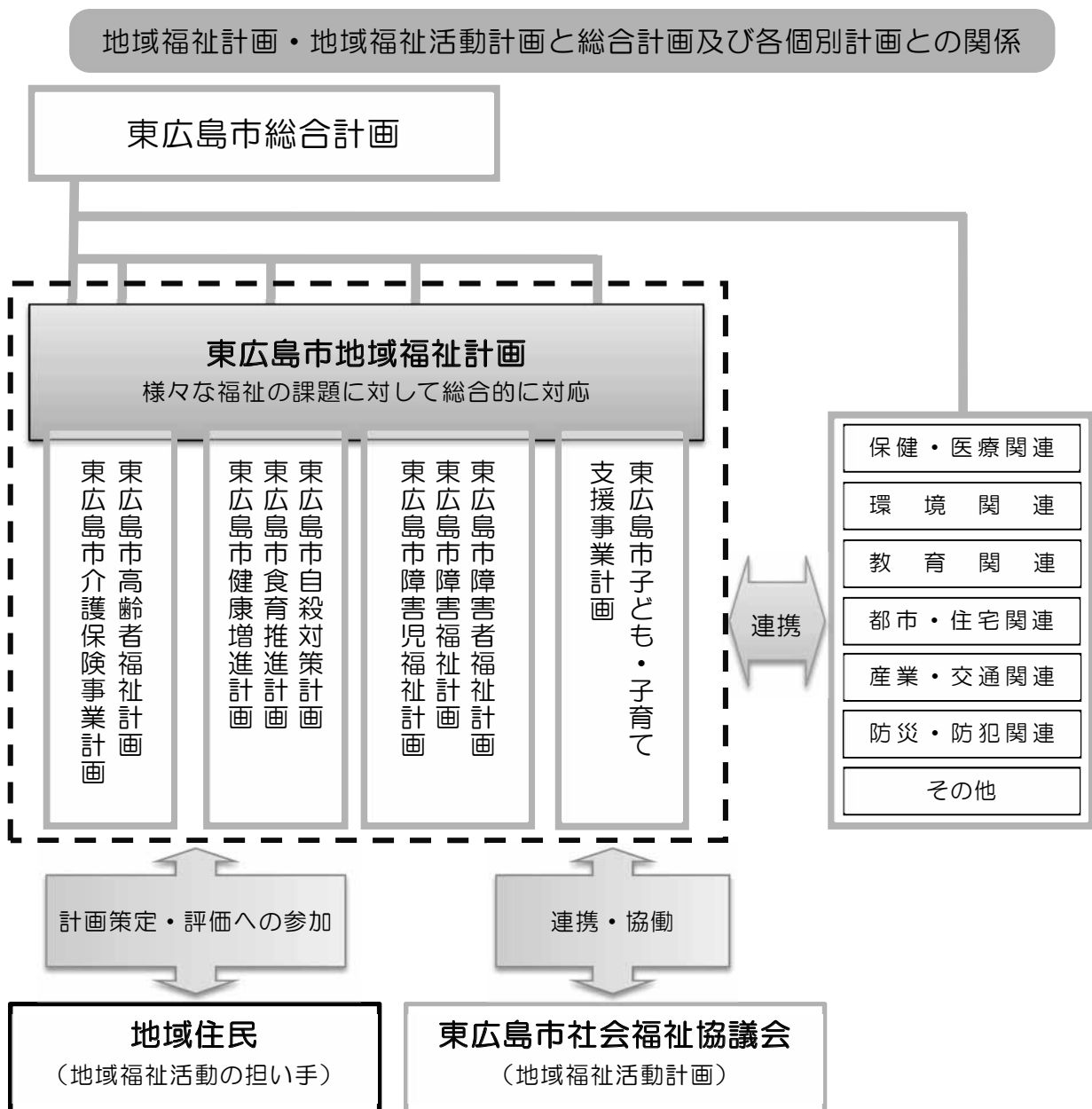


## 4 計画の位置付け

本計画は、市の福祉全般における総合的な計画であることを基本としつつ、法第 107 条の規定に基づく市町村地域福祉計画として策定します。

また、本計画は、本市のまちづくりの行政運営指針であり、まちの将来像や達成する目標等を取りまとめた東広島市総合計画を上位計画とし、高齢者福祉計画、介護保険事業計画等、福祉の各分野別計画の上位計画と位置付け、調和・整合を図るものとします。

併せて、本計画の推進に当たっては、車の両輪の関係にある社協の「地域福祉活動計画」と相互に施策を共有し、連携・協働を図るものとします。



## 5 計画期間

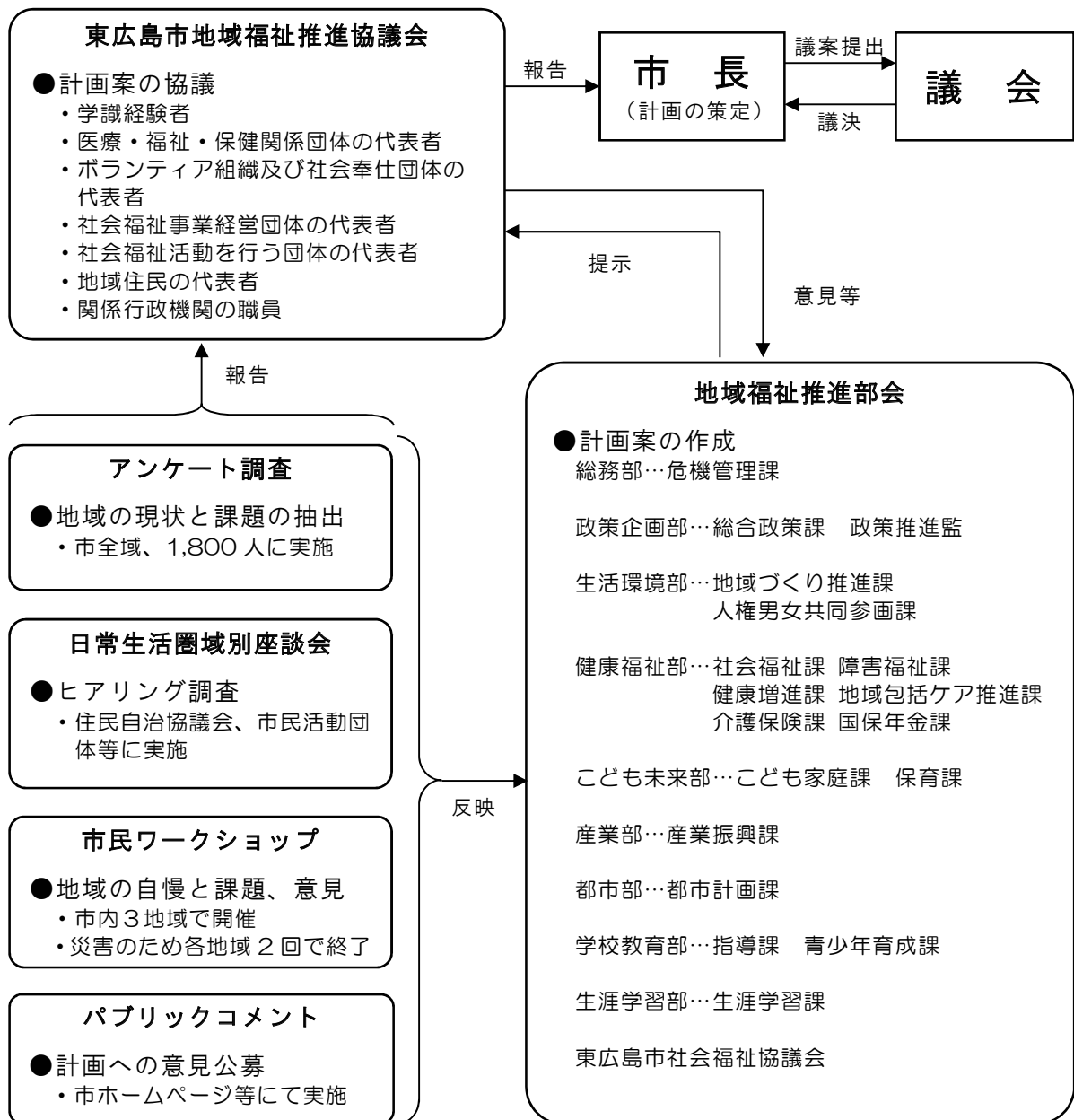
令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までとします。

その間、社会情勢の著しい変化等により必要性が生じた場合は、計画の見直しを柔軟に行うものとします。

## 6 計画策定の体制と取組み

### （1）計画策定の体制

本計画の策定に当たっては、次のような体制のもとで、市民の参画を得ながら、各組織において協議を重ねました。



## (2) 市民アンケート調査の実施

本計画の策定に当たり、市民の福祉への関心や地域活動への参加状況等を把握するとともに、市民の意見、提言を広く聴き、地域福祉計画に反映させるため、市民アンケート調査（以下「アンケート調査」という。）を実施しました。

### ■市民アンケート調査の概要■

調査対象	18歳以上の市民（住民基本台帳による無作為抽出）
配付数	1,800件
調査方法	郵送による配付回収
調査期間	平成30年4月27日から5月18日まで
有効回答数	630件（有効回答率：35.0%）

## (3) 日常生活圏域別座談会等の開催

本計画の策定に当たり、地域課題や実情を把握するとともに、市民が考える地域支援の在り方や地域づくりのアイデア等を計画に反映させることを目的に、10の日常生活圏域別に座談会を開催しました。

なお、市内を3地域に分け、平成30年6月から市民ワークショップを第2回まで開催しましたが、平成30年7月豪雨により中止し、それまでにいただいた意見を基に日常生活圏域別座談会（以下「座談会」という。）を行いました。

### ■日常生活圏域別座談会実施場所・実施日■

地域	実施場所	実施日
豊栄	豊栄支所	平成30年12月8日（土） 10：00
福富	久芳地域センター	平成30年12月8日（土） 13：30
黒瀬	黒瀬生涯学習センター	平成30年12月9日（日） 10：00
安芸津	安芸津生涯学習センター	平成30年12月9日（日） 13：30
西条北	市役所本館	平成30年12月14日（金） 10：00
西条南	市役所本館	平成30年12月14日（金） 13：30
高屋	高屋西地域センター	平成30年12月15日（土） 10：00
河内	河内地域センター	平成30年12月15日（土） 13：30
八本松	八本松地域センター	平成30年12月16日（日） 10：00
志和	志和生涯学習センター	平成30年12月16日（日） 13：30



■市民ワークショップ実施場所・実施日■

地域	地区	実施場所・実施日
北部	福富、豊栄、河内	第1回：道の駅 湖畔の里 福富 平成30年6月7日（木）19：00～20：10
		第2回：道の駅 湖畔の里 福富 平成30年6月28日（木）19：00～21：00
中部	西条、八本松、志和、高屋	第1回：総合福祉センター 平成30年6月8日（金）19：00～20：10
		第2回：総合福祉センター 平成30年6月29日（金）19：00～21：00
南部	黒瀬、安芸津	第1回：黒瀬生涯学習センター 平成30年6月5日（火）19：00～20：10
		第2回：黒瀬生涯学習センター 平成30年6月26日（火）19：00～21：00

(4) 東広島市パブリックコメントの実施

本計画の素案を市のホームページ並びに市役所社会福祉課・支所・出張所、地域センター、生涯学習センター、総合福祉センター、地域福祉センター及び福祉センターで公開し、パブリックコメントを実施しました。

実施期間	令和元年11月20日（水）～12月17日（火）
ホームページアクセス数	91
意見提出者数	7人（うち、各種団体所属6人）
地域別提出者数	西条1人、八本松1人、高屋3人、黒瀬2人
年代別意見提出者数	40代1人、60代1人、70代4人、不明1人
提出方法	持参、郵送、ファックス、電子申請
意見数	10件